令和８年 11 月
物流・自動車局

標準宅配便運送約款の一部を改正する告示案について（概要）

１．背景

○　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号。以下「法」という。）第 10 条第３項に基づき国土交通大臣が公示する標準宅配便運送約款（平成２年運輸省告示第 576 号）では、荷受人等に対する対面による荷物の引渡しのみが受け渡し方法として規定されていることから、宅配ボックスへの配達や自宅玄関前等の指定場所へのいわゆる置き配などを行おうとする宅配事業者は、法第 10 条第１項の規定により、運送約款について個別に国土交通大臣の認可を受ける必要がある。

○　本年３月３１日に閣議決定された「総合物流施策大綱」において、再配達の削減に向けた環境整備を進めるため、従来から対面での受け取りだけでなく、宅配ボックス、コンビニ、自宅玄関前等の指定場所への配達などの多様な受取方法を受け取りの際の選択肢の１つとして位置付けることとされたことを踏まえ、標準宅配便運送約款について、荷物の引渡し方法の一つとして宅配ボックスへの配達等多様な受取方法を位置付ける改正を行う。

２．改正概要

○　宅配事業者による荷受人以外の者に対する引渡しに係る規定について、荷送人又は荷受人が指定する荷物の受取方法（住居や日用品の販売を主たる目的とする店舗等に設置された宅配ボックスを使用する方法や、社会通念上相当と認められる場所のうち荷受人が指定する場所に荷物を置く方法等）による場合についても、荷受人に対する引渡しとすることができる旨の規定を設けることとする。
〔関係条項〕標準宅配便運送約款第 11 条第２項

３．スケジュール（予定）

公　布：　令和８年 12 月中旬
施　行：　令和９年４月１日